

Public Relations

広報  
報



<https://www.town.tsubetsuhokkaido.jp/>



今月の表紙 北海道大学公共政策大学院との包括連携協定締結式の様子(関連記事は4ページ)

特集 令和3年度津別町の予算～84億1,500万円の使い道～

まちの話題 元気に学校生活を過ごせるように  
商工会女性部から教育委員会に消毒用品を寄贈

温故知新

同級生との繋がりを大切に  
達美 脇本 靖男 さん

マチイロ



広報つべつを  
スマートフォン  
へ配信します。

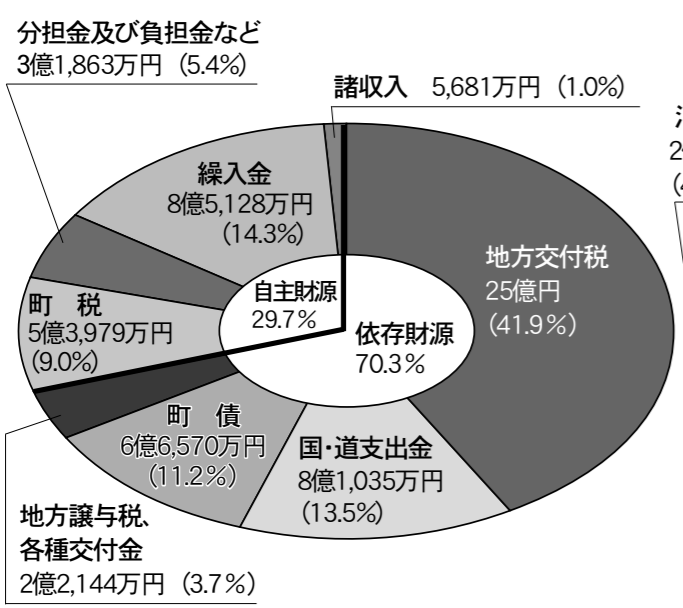
2021.4  
NO.700



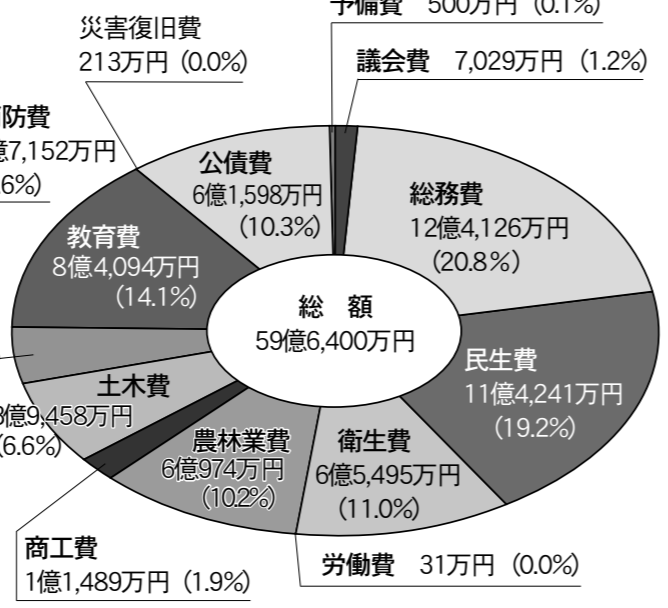
令和3年度の町の予算が、町議会の審議を経て決定しました。予算の総額は84億1,500万円で、前年度比27・9%の減となりました。また、行政サービスを中心とする一般会計は、59億6,400万円で前年度比34・9%の減です。今月の特集では、町の予算内容についてお知らせします。

一般会計予算額の科目別内訳

【グラフ1】歳入



【グラフ2】歳出



【表2】町民1人当たり予算額 (一般会計分) 1,336,022円

議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林業費	商工費
15,746円	278,060円	255,916円	146,718円	70円	136,591円	25,737円
土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	予備費	
88,392円	60,824円	188,383円	477円	137,988円	1,120円	

次に、右上のグラフ2は歳出を科目ごとに表しています。総務費では、旧庁舎等解体工事を含め、前年度比54・2%減の12億4,126万円を計上しました。

歳出 総務費は54・2%の減額

一方、自主財源のうち町税は、町民税の個人所得割、法人税割の減等を見込み、前年度比2・1%減の5億3,979万円を計上。歳入金金は一般財源の不足を補うため8億5,128万円を計上しました。

これに国・道支出金、地方譲与税などを加えたものが依存財源といわれるもので、歳入全体の70・3%を占めています。

一般会計予算額を科目別に見たのが上の円グラフで、歳入は左上のグラフ1です。

国から交付される地方交付税が25億円(前年度比2・0%減)で、歳入の41・9%を占めています。町債は、役場庁舎等建設事業、一般廃棄物最終処分場整備事業、消防庁舎建設事業等の減により、前年度比81・2%減の6億5,740万円を計上しました。

上の表2は、今年度の一般会計の予算額を町民一人当たりで割り返した金額です。

町民4,464人(令和3年2月末現在)の一人当たりの金額は、1,336,022円となり、それぞれの科目に振り分けられた予算は、まちづくりや皆さんの暮らしに役立てられます。

また、歳出の10・3%を占める公債費は、事業を実施するときに借りたお金の償還金です。

農林業費では、国営農地再編整備事業推進事業や産地生産基盤パワーアップ事業等の農業費、国有林整備事業等の林業費に6億9,747万円(前年度比3・2%減)を計上。教育費では、小学校施設整備事業等により、前年度比35・9%増の8億4,094万円を計上しました。

民生費では、障害者総合支援事業経費等の社会福祉費、子ども・子育て支援事業等の児童福祉費に11億4,241万円(前年度比7・1%増)を計上。衛生費では、地域医療維持助成事業、一般廃棄物最終処分場管理経費等、前年度比59・2%減の6億5,495万円を計上しました。

町民 町民一人当たり予算 1,336,022円

【表1】令和3年度会計別予算額の内訳

会計名	予算額	前年度比
一般会計	59億6,400万円	34.9%減
特別会計		
国民健康保険事業特別会計	7億2,850万円	2.7%減
後期高齢者医療事業特別会計	9,720万円	0.1%増
介護保険事業特別会計	6億3,730万円	1.3%増
下水道事業特別会計	6億5,100万円	22.8%増
簡易水道事業特別会計	3億3,700万円	34.1%減
合計	84億1,500万円	27.9%減

町民の生活全般にわたる施策を行うために経理するのが「一般会計」です。住民生活に密着する医療、福祉施策の充実と小学校の長寿命化改修工事など、緊急性と住民要望の高い事業を選択して予算編成を行い、その結果、本年度の一般会計予算の総額は、表1のとおり前年度比34・9%減の59億6,400万円となりました。

特別会計の増減の主な要因につきましては、国民健康保険事業特別会計は保険給付費等の減、介護保険事業特別会計は総務費、保険給付費等の増によるものです。下水道事業特別会計は管渠等施設整備事業の増に伴う特環下水道費等の増、簡易水道事業特別会計は上里地区導水管更新完成による工事費等の減によるものです。

一般会計 前年度比で 34・9%の減  
特別会計 特別会計予算は 前年規模を下回る

# 令和3年度の事業をお知らせします



認定こども園



津別病院

- 【総務費】
  - 庁舎等建設事業 3億2,102万円  
旧庁舎等解体工事、庁舎等外構工事などに係る経費
  - まちなか再生事業 7,826万円  
まちなか再生事業に係る土地購入などの経費
- 【民生費】
  - 障害者総合支援事業経費 2億7,358万円  
障害福祉サービス利用、更生医療などの給付費に係る経費
  - 子ども・子育て支援事業 1億4,336万円  
認定こども園運営の補助、利用者負担軽減等負担金に係る経費
  - 重層的支援体制整備事業 3,463万円  
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制整備に係る経費
  - 子ども医療費助成事業 1,526万円  
子ども医療費助成（令和3年度より対象を18歳までに拡大）に係る経費
- 【衛生費】
  - 地域医療維持助成事業 1億4,000万円  
住民の健康を守る地域医療維持のための津別病院への助成
  - 一般廃棄物最終処分場管理経費 6,030万円  
一般廃棄物最終処分場施設の管理に係る経費

- 津別町病院施設整備基金積立金 3,000万円  
医療体制確保のための、町内の病院施設整備の財源に充てるための経費の積立

- 【農林業費】
  - 国営農地再編整備事業推進事業 7,732万円  
国営農地再編換地業務などにかかる経費
  - 町有林整備事業 6,049万円  
施業計画に基づく造林・保育事業等の実施に係る経費

- 【商工費】
  - 商工振興補助費等 4,708万円  
起業等振興促進補助、新型コロナウイルス対策雇用継続助成金などに係る経費

- 【土木費】
  - 道路橋梁維持管理経費 1億2,608万円  
町道等維持管理業務委託などに係る経費
  - 橋梁長寿命化修繕事業 6,395万円  
橋梁長寿命化のための点検、補修工事などに係る経費

- 【消防費】 2億5,351万円
  - 美幌・津別広域事務組合（津別消防署）への負担金などに係る経費

- 【教育費】
  - 小学校施設整備事業 2億2,968万円  
小学校旧校舎長寿命化改修工事に係る経費
  - 津別高校振興対策事業 4,214万円  
津別高校振興対策（バス通学費、制服購入に係る補助）や公設塾運営業務に係る経費



津別小学校



津別高校

## 令和3年度町政方針（抜粋）

3月10日から始まった定例町議会において、令和3年度予算の審議が行われました。議会開会の冒頭で佐藤町長から予算提案にあたり町政方針が示されましたので、その一部を紹介します（町政方針の全文は町のホームページに掲載しています）。

### 公約の推進

公約の1つ目の「買い物環境の整備」についてですが、昨年9月に第1回市街地総合再生基本計画推進協議会が開催され、いよいよ事業の中身についての議論を加速させる段階へと進むところでありましたが、ドラッグストア出店の可否が懸案事項となり、配置計画が固められない状況にあります。そのため町としましては、現在、出店を前向きに検討されているドラッグストアとの条件協議に軸足を置き進めているところです。住民が望むより良い買い物環境づくりとコミュニティ向上のため、引き続き協議を進め、配置計画を提案して参ります。

2つ目の「交通の便の改善」については、本町の地域公共交通の課題を解決していく方向性と具体的施策をまとめた「津別町地域公共交通計画（令和3年度～令和7年度）」を策定いたしました。今年度は、その計画に基づいた事業を具体的に進め、事業成果については津別町地域公共交通活性化協議会を中心に検証して参ります。

3つ目の「複合庁舎建設等まちなか再

生基本計画」の推進につきましては、第1弾として複合庁舎と消防庁舎が今年度の整備につぎましては、買い物環境の整備とともに、図書館等の建設に向けて動き出していますが、今後とも協議会等の意見を参考にさせていただきながら、丁寧かつ柔軟な対応を心掛け、順次、推進して参ります。

4つ目の「町民の満足度のアップ」につぎましては、今年度が6回目の調査年となりますが、引き続き、すべての項目において「満足+おおむね満足」が70%となるよう取組を進めて参ります。

### 地域振興

人づくりの推進につぎましては、人づくり・まちづくり活動支援事業により、町民の自主的活動を支援するとともに、北海道大学公共政策大学院との連携協定により、引き続き学生を中心とした課外活動団体HALCC（ハルク）との連携事業を実施し、高大連携事業を含めたまちづくりの基盤となる人づくりを進めて参ります。

指定管理制度により運営している宿泊施設「ランプの宿森つべつ」と「みい

### 行政改革と機構改革

行政改革につぎましては、「第6次総合計画」との整合性を図りながら、令和2年8月に新たな「津別町行政改革推進計画（令和2年度～令和11年度）」を「人口減少に適応した施策・事業の再構築と最適配分」及び「職員能力と組織力の向上」を基本指針として策定しました。今後、行政改革推進本部において各取組の検討、進捗管理を行いながら計画を推進して参ります。

### 福祉のまちづくり

5月からは、複合庁舎の健康福祉センター内に津別町社会福祉協議会が拠点を構えることから、より綿密に連携を図り、地域福祉の推進に努めて参ります。高齢者福祉につきましては、ひとり暮らしの高齢者が増加傾向にあることから、地域で安心して暮らせる環境づくりのため、認知症の早期発見から認知症初期集中支援事業への継続支援や、重度化させないための介護予防事業への取組として、いきいき百歳体操の普及啓発や生活支援サポート事業を含めた生活支援体制の充実強化を社会福祉協議会等と連携し進めて参ります。

### 結び

令和3年度予算は、2年目となる「津別町第6次総合計画」や総合戦略、福祉障がい者等の各種計画を基本に編成したものであります。

いまだ世界的に猛威を振るう新型コロナウイルスによって、不自由さが実感される時勢ではありますが、人類の英知によりこの状況が克服されることを信じつつ、現在のウイズコロナの時代、そしてやがて来るであろうアフターコロナ時代を見据え、本年度も職員と一丸となり、町づくりに取り組んで参りますことをお誓いし、令和3年度の町政方針とさせていただきます。

津別町長 佐藤多一

# 社会体育施設のお知らせ

※各施設の共通事項として、今後の新型コロナウイルス感染状況等により開設期間が変更になる場合がありますので予めご了承願います。変更がある場合はその都度、町ホームページ等でお知らせいたします。

## 《ふれあい公園パークゴルフ場》は4月24日(土)オープン予定です！

利用料金 (町内の小中高生は無料です)

区分	大人	高校生	小中学生
1日券	300円	200円	100円
回数券(12枚綴)	3,000円	-	-
シーズン券	6,000円	-	-

※用具代120円(町内の小中高生は無料です)

●シーズン券販売 4月19日(月)より

場所 中央公民館ロビー  
(月～金 午前9時～午後4時)

持ち物 顔写真・券代金

※昨年のシーズン券ホルダーの返却をお願いします！



利用期間 4月24日(土)～10月31日(日)  
※気象状況等によっては変更になる場合があります。

利用時間 4月、5月：午前8時～午後7時  
6月～8月：午前7時～午後7時  
9月：午前7時～午後6時  
10月：午前8時～午後5時

定休日 毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日)  
※4月27日・10月26日は営業します。

《本岐地区多目的公園パークゴルフ場》の利用期間は4月24日(土)から11月14日(日)までの予定です

## 《温水プール すいむ》は5月1日(土)オープンです！

利用期間 5月1日(土)～10月31日(日)

利用時間 平日 午前10時～午後8時30分  
(午前11時50分～午後1時、  
午後4時50分～午後6時は休憩時間)  
土・日・祝日 午前10時～午後5時  
(午前11時50分～午後1時は休憩時間)

定休日 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日休)  
※6月30日(水)・9月3日(金)は午後6時から営業。

《今年のすいむ無料開放日》 7月23日(スポーツの日)  
5月1日(プール開き) 8月1日(水の日)  
5月5日(子どもの日) 9月20日(敬老の日)  
6月27日(オープン記念日) 10月31日(プール納め)



区分	大人	高校生	小中学生 70歳以上
1回券	300円	200円	100円
回数券(12枚綴)	3,000円	2,000円	1,000円
シーズン券	9,000円	6,000円	3,000円

※幼児・町内小中高生・身障者の方は無料です

シーズン券販売 4月21日～30日は中央公民館(月～金、午前9時～午後4時)、5月1日以降は温水プールで販売  
持ち物 顔写真・身分証明書・券代金(更新の方は券代金のみ)

## 《グレステンスキー場》は5月1日(土)オープン予定です！



利用期間 5月1日(土)～10月31日(日)までの土・日・祝日  
※7月20日(火)～8月20日(金)の期間は無休

利用時間 午前9時～午後5時

利用料金 (町民の方は団体料金で利用できます)

区分	大人	大人団体	小学生以下	小学生以下団体
1時間	1,000円	800円	800円	500円
2時間	1,500円	1,000円	1,000円	800円
1日	3,000円	2,500円	2,000円	1,500円
1カ月	5,000円	-	3,000円	-
シーズン	10,000円	-	7,000円	-

※レンタルブーツの料金は300円です



▲包括連携協定締結の様子

人的・知的資源の交流や活用を図る  
北海道大学公共政策大学院と町が包括的な連携協定を締結

3月8日、国立大学法人北海道大学大学院公共政策学連携研究部及び大学院公共政策学教育部と津別町は、包括連携協定を締結しました。

平成27年度に開催したまちづくりアイデアコンペに北海道大学公共政策大学院の学生の応募があり、それをきっかけに誕生した大学生による課外活動団体HALCC(ハルク)との事業が現在まで継続していることから、協定の締結に至りました。締結式では、遠藤大学院長と佐藤町長が署名し、協定書を取り交わしました。

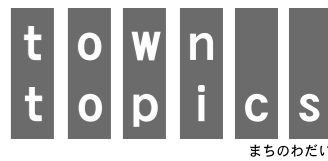
今回締結した協定は、人的・知的資源の交流や活用を図ることで、双方の活動の充実・発展に資することを目的としています。なお、HALCCとの事業として、毎年行っている津別高校との高大連携事業については、今後も継続していく予定です。



▲情報発信講座の様子

オンライン時代の情報発信講座  
3月5日、中央公民館にて社会教育講座「オンライン時代の情報発信講座」が開催されました。オンライン化が進む時代におけるの情報発信技術を学ぶことにより、町民の相互交流や団体活動等の活性化を図ることを目的としています。

株式会社道東テレビの立川彰さんを講師に招き、オンラインを活用した現代の情報発信について講話をいただきました。また、後半には参加者全員で自分のスマホやパソコン、タブレットを使って実際にオンライン会議を体験しました。



## 第30回YOSAKOIソーラン祭り 市民審査員募集

YOSAKOIソーラン祭りでは、チームの演舞を審査する審査員を、「市民審査員」として全国から募集します。この機会に審査員としてお祭りに参加してみませんか？

活動日程 6月12日(土)11時30分～19時30分、  
6月13日(日)9時～22時の中で、  
3～4時間を目安としています。

活動場所 札幌市中央区(大通公園周辺)

活動内容 演舞の審査

募集期間 4月1日～4月30日(HPにて募集要綱をご確認ください)

※募集人数が定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。

問い合わせ先  
YOSAKOIソーラン祭り実行委員会  
☎011-231-4351

元気に学校生活を過ごせるように  
商工会女性部から教育委員会に消毒用品を寄贈

3月3日、商工会女性部から教育委員会にエタノール6リットルと自動消毒液噴霧器6台の寄贈がありました。

商工会女性部長の増田好子さんから「子どもたちが元気に1年を過ごせるように、感染症対策に役立ててほしいです」と宮管教育長に手渡ししました。教育長は「ありがとうございます。春になっても気を抜かず、手洗い・うがい・消毒の3本の柱でウイルスをブロックしてほしい」と思っていますと、お礼を述べました。

寄贈されたエタノールは小学校へ送られました。



▶(左から)増田商工会女性部長と宮管教育長

# 令和3年度 建設工事等の発注見通しに関する公表

津別町が本年度に発注することが見込まれている建設工事について、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第7条および同施行令第5条の規定に基づき、下記のとおり公表します。

※入札方法は全て指名競争入札

問い合わせ先 建設課 ☎76-2151

	工事の名称	場所	種別	概要	発注予定時期
1	温水プール15m槽等改修工事	豊永	建築	内部改修	4月上旬
2	温水プール外壁等改修工事	豊永	建築	外壁等改修	4月下旬
3	合葬墓建設工事	豊永	建築	延べ10.94㎡	4月下旬
4	上里地区導水管減圧水槽改良工事	上里	水道施設	上里減圧水槽改良 1式	4月下旬
5	グレステンスキー場側溝改修工事	共和	土木	グレーチング設置L=238m 側溝撤去L=65m	4月下旬
6	庁舎等外構工事	幸町	土木	駐車場整備舗装A=644㎡ 排水工一式ほか	4月下旬
7	消火栓更新工事	幸町・相生	水道	消火栓更新 N=3基	4月下旬
8	町道1号線側溝改修工事	共和	土木	Uトラフ撤去・新設L=60m	5月下旬
9	下水道管理センター機械・電気設備改築更新工事	達美	電気	機械設備更新、電気設備更新	5月下旬
10	下水道管理センター建築改修工事	達美	建築	管理棟屋根防水・板金改修 1式	5月下旬
11	下水道管理センター耐震補強工事	達美	建築	管理棟耐震補強 1式	5月下旬
12	農地耕作条件改善事業農業用排水路工事	相生	土木	V600ト57撤去・新設 L=334m	5月下旬
13	活汲町有住宅2棟2戸改修工事	活汲	建築	2棟2戸内部改修	6月上旬
14	活汲町有住宅3棟3戸解体工事	活汲	解体	3棟3戸解体	6月上旬
15	上里浄水場小水力発電機設置工事	上里	水道施設	小水力発電機設置 1式	6月上旬
16	水道事業量水器更新工事	町内一円	給排水	N=389箇所	6月上旬
17	津別小学校校舎長寿命化改修工事	豊永	建築	内外部改修、対象面積2,031.93㎡	6月上旬
18	旧役場庁舎等解体工事	幸町	解体	旧庁舎解体	6月上旬
19	緑町老人福祉寮屋根改修工事	緑町	屋根	屋根葺き替え改修	6月上旬
20	マンホールポンプ所改築更新工事	活汲	下水道	改築更新	6月下旬
21	マンホールポンプ所通信設備改修工事	達美ほか	電気	通信設備改修 5箇所	6月下旬
22	非常用発電機運搬車庫建設工事	達美	建築	非常用発電機運搬車庫建設 1式	6月下旬
23	町道2号線舗装補修工事	共和・豊永	舗装	L=429m W=7.5m	7月上旬
24	橋梁長寿命化補修工事	最上ほか	土木	橋梁補修	7月上旬
25	高台高栄団地2棟8戸解体工事	高台	解体	2棟8戸解体	9月上旬
26	相生町有住宅等2棟3戸解体工事	相生	解体	2棟3戸解体	9月上旬

**確定申告等の申告期限・納付期限が延長となりました**

新型コロナウイルス感染症の拡大防止および確定申告会場の混雑回避の徹底を図る観点から、申告所得税（及び復興特別所得税、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、令和3年4月15日（木）まで延長することになりました。

これに伴い、津別町役場でも確定申告及び町道民税申告の受付を4月15日（木）まで延長して行っています。

また、申告所得税及び個人の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても、申告所得税は5月31日（月）、個人事業者の消費税は5月24日（月）に延長することとなっています。

なお、国税庁ホームページの確定申告書作成コーナーでも、申告書の作成ができます。マイナンバーカード方式、ID・パスワード方式またはスマートフォン等で電子による申告書提出が可能です。詳しくは、国税庁のホームページをご確認ください。

《国税庁ホームページ》  
<http://www.nta.go.jp>

問い合わせ先  
 住民企画課 税務収納係  
 ☎76-2151（内線220）

# 《令和3年4月1日受診分から》

## 18歳の年度末まで医療費無料化を拡大します！

これまで津別町では、中学3年生まで医療費（保険適用分）の窓口負担額を無料としてきましたが、更なる子育て支援の拡充を図るため、令和3年4月1日から18歳の年度末（対象者は下記参照）まで窓口負担額の無料化を拡大します。

### 重要なお知らせ

平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの方は新たに受給者証の交付対象となるため、手続きが必要です。  
 ※そのほかの方は、特に手続きの必要はありません。

手続きの対象となる方には、3月中にご案内をお送りしています。届いていない場合や紛失された場合は、お手数ですが役場国保係までご連絡をお願いします。

また、無料化の拡大に伴い、次回更新分から受給者証の名称が「乳幼児等医療費受給者証」から「子ども医療費受給者証」に変わります。現在お持ちの受給者証は有効期限までお使いいただけますので、受診の際はこれまで同様に保険証と受給者証の提示をお願いします。

### ＜医療費無料化の対象者＞

令和3年3月31日受診分まで

0歳～中学3年生の年度末までの津別町民  
 【満15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで】

令和3年4月1日受診分から

0歳～満18歳の年度末までの津別町民（※）  
 【満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで】

（※）ひとり親家庭等医療費受給者証、重度心身障害者医療費受給者証をお持ちの方も拡大の対象です。

- 医療機関受診のときに、受給者証と健康保険証をご提示ください。
- 医療機関が未対応の場合や受給者証を忘れたときは、いったん本来の窓口負担分をご負担していただき、後日、役場に申請していただくことで払い戻しができます。  
 （申請に必要な物：①領収書 ②受給者証 ③通帳など振込先口座がわかるもの ④マイナンバーがわかるもの）
- 学校・こども園でのケガ等については、受診時に受給者証を使用しないでください。日本スポーツ振興センター災害共済給付制度が適用となります。詳しくは学校・こども園にご相談ください。
- 保険適用外の診療は助成の対象となりません（対象外の例：健康診断、予防接種、入院時の食事代や病衣代、薬の容器代、文書料など）。詳しくは医療機関にお問い合わせください。

問い合わせ先 保健福祉課 国保係 医療給付担当 ☎0152-76-2151（内線237）



そごう えみり さん／平成12年8月生まれ／津別郵便局勤務

# 青春

くろーずあつぷ

今年4月で、津別郵便局に勤めて3年目になる十河えみりさん。郵便物の受け取りや手紙の郵送など窓口業務を担当しています。津別町出身の十河さんは、小学から高校まで津別の学校に通って来ました。高校3年間は、放課後や休みの日などはアルバイトで汗を流していたそうです。卒業後は、生まれ育った町に貢献したいという思いから地元に残り、津別郵便局を志望しました。

「混んでいるときなどは忙しくて大変ですが、焦らずお客様一人ひとりを大切にすることを心がけています」と仕事への思いを語る十河さん。郵便局で働いてから沢山のことを覚えてきたそうですが、入局3年目の今年は保険業務を頑張りたいと話してくれました。また、今後の目標として「上司の方に迷惑をかけないように自分から考えて仕事をして、信頼されるようになりたいです」と力強く語ってもらいました。休日は津別町内を散歩して体を動かしているそうです。

# 温故知新

## 【515】同級生との繋がりを大切に

脇本 靖男 さん



わきもと やすお さん／昭和13年12月、網走町生まれ／82歳／達美在住

「コロナが明けたら小学校の同級生達とまた温泉に行きたい」と話す脇本靖男さん。我慢が続いているコロナ禍ですが、今後の楽しみを話してもらいました。網走町（現網走市）で生まれた脇本さんは、幼いころに父親の仕事の都合で津別町に引っ越してきました。津別中学校を卒業してから2年ほど経つたときに、父親が働いていた三共製紙工場（現有有限会社三共）に就職し、8年間勤めました。その後は丸玉木材株式会社に入社し、合板の切断作業などを行っていたそうです。定年までの32年間勤め、退職後も3年間

はアルバイトとして働きました。会社で働いていたときは毎日忙しかったが、創立記念で職場のみんなとハワイに旅行へ行つたことがあり、とても楽しかったと脇本さんは当時の思い出を振り返ります。職場の仲間とは今でも年に数回交流会などの集まりがあるそうです。平成19年から26年には、周りの人からの後押しもあり、緑町第2自治会の会長を務め、自治会活動に尽力してきました。「会長をしていた8年は長く感じた」と脇本さんは笑いながら話します。散歩が趣味の脇本さんですが、冬の間は雪があるため歩きに行けないそうです。「道に咲いている花を見ながら散歩するのが楽しい」と話す脇本さん。カメラを片手に散歩することもありますが、雪が解けて散歩ができることを楽しみに待っています。脇本さんが楽しみにしていることは他にもあります。それは小学校の同級生と温泉に行ったこと、お酒を飲んだりすることです。「毎年集まりがあったけど、去年はコロナの影響で1回もなかった」と残念そうに話す脇本さん。一日でも早く新型コロナウイルスが終息して、また同級生みんなで楽しく集まれることを楽しみにしているそうです。

## 令和3年度調理師試験のお知らせ

### 試験日時

令和3年8月25日（水）  
午後1時30分から午後4時まで

### 試験地

北見市

### 願書受付期間

令和3年5月10日（月）から  
同年5月21日（金）まで

### 受験料

6,900円

### 問い合わせ先

北海道オホーツク総合振興局保健  
環境部北見地域保健室（北海道北  
見保健所）企画総務課企画係  
☎0157-24-4171

## 牛乳の効果は次のうちどれ？



今回は牛乳についてです。

次のうち、牛乳を飲むことで得られる効果はどれでしょう！

- ①高血圧を予防する
- ②血糖値の上昇を緩やかにする
- ③メタボのリスクを低減
- ④骨、歯、筋肉の健康を保つ
- ⑤健康寿命（自立した状態で元気に過ごすことができる期間）の増進

正解は、①～⑤の全てが牛乳を飲んだ時の効果です。1日の牛乳の適正量（カルシウム量）はおおよそ200ml～400mlであり、よく学校給食で出る牛乳パック1つ～2つ分です。ですが、日本人の多くは1本分足りておりません。ヨーグルトでも構わないのでカルシウム不足を予防するためにも適正量飲めると良いですね。

### 野菜を食べよう、1日350g！



クイズ野菜を知ろう：次のうち、ビタミンA、C、Eが多く含まれている、【緑黄色野菜】の分類に含まれるのはどれでしょう。（ヒント：輪切りの状態を思い浮かべてみてください）

- ①なすび
  - ②ピーマン
  - ③きゅうり
- ※答えは8ページの下にあります。

## 暮らしを支える 税

### 確定申告が間違っていたときには

確定申告の内容で誤りがあった場合、それを訂正する手続きをします。

【税額を多く申告していたとき】

『更正の請求』をして、正しい税額への訂正を求めることができます。この手続きは、所得税確定申告提出期限から5年以内です。

【税額を少なく申告していたとき】

『修正申告』をして正しい税額に修正することになります。修正申告によって新たに納める税額には、過少申告加算税及び延滞税が賦課される場合があります。また、税務署の調査を受けたあとで修正申告をしたり、税務署から税額の更正を受けた場合には、自主的に修正申告をした場合に比べ高い加算税率を適用されることがあります。

【確定申告を忘れていたとき】

確定申告を忘れていたときは直ちに申告をして下さい。確定申告期限後の申告には、無申告加算税及び延滞税が賦課される場合があります。

【確定申告の必要がなくても】

年金収入（400万円以下）のみの方は、確定申告の義務はありませんが、住民税申告をした方がいい場合があります。また無収入の方でも住民税申告をしない場合、国民健康保険税等が高くなるケースもあります。申告が必要かわからない場合は、お気軽に税務収納係までご相談ください。

# 住宅改修

# 新築

# 中古住宅

# 奨励金

## 《令和3年度受付開始》

住環境の向上と定住の促進を図り、活力ある町づくりを推進するため、町内に持ち家を建設する方、または改修する方等に対して奨励金を交付します。

### 住宅改修

【住宅改修奨励金を希望される方は、受付期間内に申し込みが必要です】

### 住宅新築

### 中古住宅

併用可（使用量については小数点以下切捨て）  
上限40万円  
※必須要件の60万円に、該当する加算要件を加えた額が、奨励金額となります。  
※工事着手前に申請が必要です。

#### ●対象となる改修工事、区分

①町内建設業者が請負う改修工事で、奨励金交付決定前に着工していない工事

②改修に要する費用が50万円（消費税額等含む）以上

③住宅の増築、改築、住宅の耐久性を高めるための改修工事、塗装、補強、住宅の居住性を高める改修工事、環境負荷低減に資する改修工事など  
※詳しくは下記担当へお問い合わせください。または、町ホームページをご覧ください。

#### ●受付期間

期間 令和3年4月1日（木）～4月16日（金）※土・日・祝日を除く  
時間 午前8時30分から午後5時15分（正午～午後1時を除く）

#### ●場 所

建設課住宅係  
（役場2階4番窓口）

※定数20件に達しない場合は、随時受け付けます。

※一度、住宅改修奨励金の交付を受けている住宅は、申し込みできません。

※申込書は町ホームページからもダウンロードできます。

#### ●奨励概要



①奨励金の額は、改修費用の20%で、50万円が限度です。

②建築後10年以上を経過した住宅の改修工事で、改修後10年以上の定住を確保される方です。

③予算の範囲内での実施のため、申込者多数の際は抽選となる場合があります。

#### ●新築必須要件 60万円

①床面積80㎡以上、10年以上の定住を確保される方

②断熱等性能等級4を満たす住宅

#### ●加算要件

①申請時に同居する中学生以下の子供がある場合 30万円

②町外に2年以上住まれた方が持ち家を建設する場合（転入後1年以内に申請する場合を含む） 20万円

③町内の業者に発注する場合 50万円

④北海道内の森林から産出され、町内で生産または製品化された木材（地域材）を10㎡以上使用した場合 20万円

⑤北海道内で森林管理認証された木材を1㎡以上使用し、COC認証を取得した業者が施工した場合は、1㎡当たり3万円。加算要件④との

#### ◎各奨励金の留意事項

奨励金のうち10パーセント（1万円単位、10万円上限）を、津別町商工会会員の取扱店で利用できる津別町商工スタンプ会発行の商品券で交付します。

※申請は売買後1年以内です。

#### 問い合わせ・申し込み先

建設課住宅係（役場2階4番窓口）  
☎76-2151  
（内線255、256）

# 空家を活用（改修）・撤去する方に費用の一部を助成

町内に空家が増えています。これらの空家には、改修することにより利活用が可能になる空家もあります。

【空家活用（改修）】  
●対象となる空家  
津別町空家等情報登録制度に登録済みの空家  
●対象となる者  
①空家の改修工事を賃貸の目的で行う所有者または管理者（町内在住の有無を問いません。）  
②所有者の許可を受けて自身の居住を目的で改修工事を行う空家の賃借人



### 【空家撤去】

●対象となる空家  
①3年以上使用していない、または、今後使用する予定のない空家と、放置されたまま荒廃している廃屋が対象です。  
②撤去工事の範囲は専用住宅（店舗等との併用住宅を含む）とそれに附属する物置などの附属家です。工場や倉庫、社宅は対象となりません。

#### ●対象となる所有者

町内在住の有無は問いません。  
※法人は対象とはなりません。  
所有者が代理の方に申請を依頼する場合は、委任状が必要です。

#### ●対象となる撤去工事

津別町内の業者が取り壊しを請け負う

●対象となる工事金額・補助額  
①取り壊し工事金額は50万円以上です。  
②補助額は、工事金額の2分の1とし、50万円が上限です（したがって実質の補助額は25万円から50万円です）。  
※申請には業者からの見積書が必要です。事前に業者へ相談してください。

#### ●受付定数は20件

今年度、受け付ける事業（撤去工事）は20件を定数としています。定数に達した時点で締め切りとなります。

#### ◎活用・撤去の受付期間

期 間 令和3年4月1日～（土・日・祝日を除く）  
時 間 午前8時30分～午後5時15分（正午～午後1時を除く）

#### 問い合わせ・申し込み先

建設課住宅係（役場2階4番窓口）  
☎76-2151  
（内線255、256）

また、適切に管理されず、安全性の低下や公衆衛生の悪化、景観の阻害など地域住民の生活に悪影響を及ぼしている空家があります。

①津別町内の業者、または、申請者が行う改修工事、補助金申請前に着工していない工事  
②住宅の安全性、耐久性及び居住性を維持させるための修繕や改修工事  
※町外の業者が請け負うものは、対象となりません。  
③改修工事後、5年間は居住に使用

# お知らせ

## information

インフォメーション

まちづくりに対する疑問、ご意見をお寄せください。

住民企画課企画係 ☎76-2151  
FAX 76-2976

### 交通安全推進町民大会を開催します

町民皆さんで交通安全を誓い合うことを目的に、次のとおり交通安全推進町民大会を開催する予定です。本年度も新型コロナウイルス対策として、関係者のみでの開催とします。

**日時** 4月9日(金)  
午後7時から

**場所** 中央公民館(今年場所は変更になります)

**問い合わせ先**  
住民企画課住民環境係  
☎76-2151(内線216)

### 北海道心身障がい者総合相談所の巡回相談を実施

令和3年度の北海道心身障がい者総合相談所の巡回相談が行われます。通常は札幌の相談所で行われますが、近隣で相談できる貴重な機会になりますので、希望される方は、4月16日(金)までに役場の福祉係までご連絡ください。

**相談対象者**

- 18歳以上の身体障がい者で電動車いす等の直接判定を要する補装具の交付を希望する方
- 18歳以上の知的障がい者で療育手帳の新規又は再判定を希望する方
- その他、専門的判定を必要とする方

**開催日及び会場**

- 5月25日(火)・26日(水) 北見市総合福祉会館
- (北見市寿町3丁目4-1)
- 6月2日(水) 紋別市総合福祉センター(紋別市幸町7丁目)

**※次回開催予定**  
7月27日・28日  
網走市総合福祉センター

**問い合わせ先**  
保健福祉課福祉係  
☎76-2151(内線234)

### 固定資産税課税台帳の縦覧や閲覧は4月1日から

固定資産税(土地・家屋)の縦覧を、4月1日(木)から5月31日(月)まで(土・日・祝日を除く)役場税務収納係で行っています。

縦覧とは、自分の資産の評価額と他の評価額を比較し、適正さを検討してもらうものです。自分の資産の内訳(土地・家屋)を見る閲覧については、通常行っています。令和2年中に固定資産の名義を変えた方や家屋の取り壊しのあった方について確認をお願いします。

なお、5月に送付する固定資産税の納税通知書には、課税明細書が添付されていますのでご確認ください。

**問い合わせ先**  
住民企画課税務収納係  
☎76-2151(内線220)

### 心配ごと相談のお知らせ

心配ごと相談は、社会福祉協議会で随時受付し、相談員との日程を調整します。気軽にお問い合わせください。

津別町社会福祉協議会  
☎76-1161

### 交通安全情報

### 今年度も交通安全運動にご協力をお願いします

住民企画課  
住民環境係

昨年度は津別町の交通安全運動にご協力いただき、ありがとうございました。今年度も引き続き、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

4月9日(金)に中央公民館で「交通安全推進町民大会」を開催します。本年度も、新型コロナウイルスの影響により関係者のみの参加といたしますが、町民みなさんで、住みよい安全で安心なまちづくりを目指して、本年も町民の交通安全にご協力をお願いいたします。

## 地域安全ニュース

美幌と津別の防犯協会と美幌警察署からの情報を掲載しています。内容については、各防犯協会又は警察署にお問い合わせください。

### 自転車には防犯登録+ツーロック!!

例年、雪解けを迎えると、自転車を利用する機会が増えるとともに、自転車の盗難被害が増加します。

《大切な自転車を盗難被害から守るために》

- 自転車には、備え付けの錠のほか、丈夫なU字型錠などでツーロックをする!
- わずかな時間、自宅や駐輪場でも油断せずにツーロックをする!
- 自転車の防犯登録をする! (※)

(※) 防犯登録は、防犯登録番号や車体番号から持ち主がわかるため、盗難被害の未然防止、万が一盗難被害に遭った場合でも被害回復の可能性が高くなります。

### まちバスからのお知らせ

まちバスは相生線の一部の便を除き、全線予約によって運行しています。

新年度を迎え、新たに通園・通学でまちバスを利用する場合には予約が必要ですので、予め利用者登録をお願いします(利用者登録票は津別町ホームページよりダウンロード出来ます)。

また、現在利用している方で予約に変更がある場合は、必ずご連絡ください。

なお、まちバスの予約については「まちバス予約電話」にてお受けしておりますが、

受付時間以外は留守番電話での対応となりますので、土曜日の全便及び日祝日の翌朝の便を利用する場合は、予約受付時間内に予約をお済ませください。

**【まちバス予約電話】**  
☎76-2166

※予約受付時間は平日(年末年始を除く)の午前8時30分〜午後5時、発車時刻のおおむね3時間前までとしております。

まちバス利用には制限もございませんので、ご不明な点はお問合せください。

**問い合わせ先**  
建設課道路河川係  
☎76-2151(内線252)

JR石北本線フォトギャラリーカレンダー企画(主催/オホーツク圏活性化期成会石北本線部会)では、3月4月、5月の写真を募集しています。あなたの自慢の作品を投稿するとカレンダーになるかも。

**参加方法**  
下記QRコードから作品を投稿

**優秀賞**  
各自治体等からのプレゼント&カレンダー掲載

**応募期間** 5月31日(月)まで

**問い合わせ先**(事務局)  
北見市企画財政部地域振興課  
☎0157-251128



### JR石北本線カレンダー企画 春の写真大募集!

### むし歯ゼロのお友だちを紹介!

3月2日に実施した3歳児健診で、むし歯がゼロのお友だちを紹介いたします。

高田 琉杏ちゃん(共和)  
高田 莉衣奈ちゃん(豊永)

**問い合わせ先**  
保健福祉課健康推進係  
☎76-2151(内線332)

## 春の全国交通安全運動

4月6日(火)~15日(木)

**運動の重点**

- ①子どもを始めとする歩行者の安全の確保
- ②高齢運転者等の安全運転の励行
- ③自転車の安全利用の推進
- ④飲酒運転の根絶
- ⑤スピードダウンと全席シートベルト着用

**統一行動日**  
(セーフティコール)  
4月6日(火)

**交通事故死**  
ゼロを目指す日  
4月10日(土)

**問い合わせ先** 住民企画課 住民環境係  
☎76-2151(内線216)

## 議会の録画配信を行っています

インターネットを利用した定例会の録画配信を行っています。

定例会の様子は会議終了後、1週間前後で配信する予定です。

町のホームページにアクセスしてご覧ください。

<津別町ホームページ>  
<https://www.town.tsubetsu.hokkaido.jp/>

※トップページ左側のボタン **議会インターネット中継** をクリック

**問い合わせ先**  
議会事務局  
☎76-2151(内線266)

## 融資を勧誘するFAXにご注意!!

個人事業主だが月に数回、融資の勧誘FAXが送られてくる。

「免許証、保険証の提示で最大3千万円まで融資可能」とあり「簡単審査」「低金利」「すぐに融資」等とうたわれている。信用して申し込みをしても大丈夫か?

**Q** 融資勧誘のFAXに安易に申し込みすると融資直前になって「手数料」や「保証料」という名目で、お金の振り込みを先に要求され、振り込んだのに融資の振り込みはなく、現金をだまし取られています。

**A** このようなFAXや電話には一切関わらないようにしましょう。困ったときは消費生活センターに相談しましょう。

**消費生活相談 Q&A**

◎美幌町消費生活センター  
☎・FAX 72-0366  
月〜金曜日(祝祭日を除く)  
午前10時〜午後4時

※6ページ「食善食語・クイズ野菜を知ろう」の答えは「②ピーマン」。中身も色がついていると緑黄色野菜です。



# 令和3年度から介護保険料が変わります

津別町では、介護保険事業計画を3年ごとに策定しています。第8期（令和3年度から令和5年度）の3年間、介護保険が健全に運営できるよう介護保険料の改定を行ないます。

**基準額が月額4,900円（年額58,800円）になります** ※100円未満切捨て

第8期（令和3年度から令和5年度）の基準額が月額4,900円に改定となります。第7期（平成30年度から令和2年度）の月額4,440円と比較すると、月額460円の増額となります。

**基準額の決め方：介護サービスの総給付費 × 65歳以上の方の負担分23% ÷ 65歳以上の方の人数 = 基準額**

この基準額を基に、世帯の所得によって保険料が決まります。第8期の保険料は次のとおりです。

所得段階	対象となる方	保険料の調整率	新保険料 (年額)	旧保険料
第1段階	生活保護、中国残留邦人等支援給付の受給者、または、世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.50	29,400円	26,600円
	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入額と合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計が80万円以下の方	↓負担軽減適用 基準額×0.30	↓ 17,600円	↓ 16,000円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入額と合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	基準額×0.65	38,200円	34,600円
		↓負担軽減適用 基準額×0.50	↓ 29,400円	↓ 26,600円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で第1段階、第2段階に該当しない方	基準額×0.75	44,100円	39,900円
		↓負担軽減適用 基準額×0.70	↓ 41,100円	↓ 37,200円
第4段階	本人が市町村民税非課税で、本人の公的年金等の収入額と合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計が80万円以下の方	基準額×0.90	52,900円	47,900円
第5段階	本人が市町村民税非課税で、第4段階に該当しない方	基準額	58,800円	53,200円
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	70,500円	63,900円
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	76,400円	69,200円
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	88,200円	79,900円
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額が320万円以上の方	基準額×1.70	99,900円	90,500円

## 《保険料上昇の主な理由》

高齢化に伴う介護サービス利用（人数・回数等）の増加＝介護給付費の増加  
※第8期の介護保険料の設定においては、保険料の上昇を少しでも抑制するため、介護給付費準備基金を取り崩し、基準額を月額230円引き下げました（第7期の引き下げ額は430円でした）。

### 介護保険料の上昇を抑えるために！

2025年には、団塊世代の方が75歳を迎え、高齢者人口のピークを迎えると全国的に言われていますが、高齢者人口だけでみますと津別町はすでにピークを迎えています。今後は、介護状態になりやすい75歳以上の割合が高くなっていくことが予測されています。介護サービス費が増加すると、介護保険料が上昇していく一方です。介護保険料の上昇を抑えるために、

- ①一人でも多くの方が介護予防に取り組んでいただく必要があります。
- ②介護予防は健康であること。
- ③適度な軽運動とバランスの良い食事を取りましょう（町内で実施されている運動教室もあります）。日々のお散歩やお友だちとの集まりも立派な介護予防です。ぜひ、みなさんで取り組んでいきましょう！



問い合わせ先 保健福祉課 介護保険係⑬番窓口 ☎76-2151（内線230）

# 風しんの抗体検査を受けましょう！

## ＜対象者＞

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性

まだ検査を受けていない方には3月上旬にハガキでお知らせしましたが、すでにお送りしている無料クーポン券の有効期間が延長し、2022年3月31日まで使用できるようになりました。

（有効期限が2020年・2021年3月と表示されていても、2022年3月まで使えます）

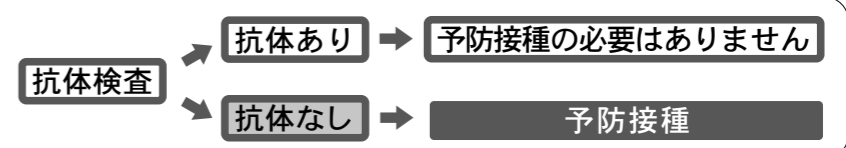
まだ受けていない方はぜひ受けましょう。

「引っ越してきてからクーポン券をもらっていない」「なくしてしまった」など、お手元にクーポン券がない方は再発行できます。役場健康推進係までお問い合わせください。



## 《抗体検査・予防接種の流れ》

まずは、風しんの抗体があるか検査をし、「抗体なし」の場合は、予防接種を受けましょう。



☆風しん対策の詳しい情報を知りたい場合は、厚生労働省のホームページをご覧ください。  
☆クーポン券は、全国多くの医療機関で使えます。お勤め先の職場の健康診断や津別町の集団健診でも使えますので、詳しくは受診先にご確認ください。

問い合わせ先 保健福祉課 健康推進係 保健師 ☎76-2151（内線231）

# 道の交通事故相談所をご利用ください

北海道では交通事故相談所を設置し、専門の相談員が相談に応じています。相談は無料です。

## 《北海道交通事故相談所（道庁）》

面接（予約制）、電話、文書（メール・FAXを含む）等で相談をお受けしています。

面接・電話	札幌市中央区北3条西6丁目 道庁1階	〈相談時間〉 月～金曜日 9時～17時 (受付 9時～16時30分)
	直通 ☎050-3533-4703	
FAX	011-232-7452	
メール	kansei.dousei2@pref.hokkaido.lg.jp	

## 《交通事故巡回相談を次の日程で行います》

実施場所／時間帯	令和3年度 交通事故巡回相談日程	備考
北見会場（北見市青葉町5番16号） 北見交通安全研修センター ※予約はオホーツク総合振興局へ 巡回相談 13:00～16:00	4月1日（木）	10月6日（水）
	5月10日（月）	11月1日（月）
	6月2日（水）	12月1日（水）
	7月7日（水）	1月5日（水）
	8月4日（水）	2月2日（水）
	9月1日（水）	3月2日（水）
網走会場（網走市北7条西3丁目） オホーツク総合振興局 交通事故相談所 巡回相談 10:00～14:00	4月2日（金）	10月7日（木）
	5月11日（火）	11月2日（火）
	6月3日（木）	12月2日（木）
	7月8日（木）	1月6日（木）
	8月5日（木）	2月3日（木）
	9月2日（木）	3月3日（木）

※巡回相談には予約が必要です。予約は、相談日の週の月曜日まで（祭日等の場合は、前の週の金曜日まで）、または相談日2日前の正午まで。

《巡回相談の予約・問い合わせ先》  
オホーツク総合振興局保健環境部  
環境生活課道民生活係  
☎0152-41-0627

## 【消防職員による住宅訪問について】

津別消防署では定期的に、住宅用火災警報器の設置調査を行っています。

- 町民の皆様の住宅に直接訪問し、
- ①住宅用火災警報器を設置しているか
  - ②住宅用火災警報器の点検を定期的に行っているか
- などをお聞きしています。



町民の中には不審に思われる方も少なくありませんが、住宅用火災警報器を設置することにより火災の早期発見や、拡大防止が期待できますので、ご協力をお願いいたします。

悪質な訪問販売や詐欺まがいの住宅訪問にご注意ください。津別消防署では、町民に対し何かを販売するようなことは一切ありません。

問い合わせ先 津別消防署 ☎76-2189

## よろず相談のお知らせ

日常生活で、何か悩みごとはありませんか？

町より委嘱されている「よろず相談委員」が、行政、民事、その他の心配ごとについて、広く相談に応じます。

何か悩みごとがありましたら、ご相談ください。

### 《今月のよろず相談》

日時 4月16日(金) 午後1時～3時  
相談委員 鷹嘴とし子(人権擁護委員)  
中山静男(民生委員児童委員)  
場所 林業研修会館1階 図書室  
※6月以降は役場新庁舎1階 中会議室

### 問い合わせ先

住民企画課 住民環境係  
☎76-2151 (内線216)

※よろず相談は隔月開催(偶数月)です。  
※相談委員の自宅での相談は対応できません。

## 令和3年度調停等手続説明会(美幌町)

北見簡易裁判所による令和3年度調停等手続説明会が、美幌町で実施されます。

実施予定日		
4月20日(火)	6月15日(火)	8月17日(火)
10月19日(火)	12月21日(火)	1週間前まで電話予約
担当者は北見簡易裁判所裁判所書記官		

### 場所

【4月20日(火)】  
美幌町役場 庁舎相談室  
(美幌町字東2条北2丁目25番地)  
※なお、6月以降の各実施予定日の場所につきましては、美幌町役場の新庁舎移転の関係により後日定めます。

### 時間

電話予約により指定された午後1時から3時までの時間

### 予約方法

実施予定日の1週間前までに電話で予約する。

### 予約・問い合わせ先

北見簡易裁判所  
☎0157-24-8431 (内線211)

## 「オホ☆キャラ隊」による地域PR動画が制作されました

アフターコロナを見据え、オホーツク地域の魅力を効果的に発信し、管内への来訪促進を図るため、「オホ☆キャラ隊(管内市町村のご当地キャラ隊)」が地域資源の一つであるカーリングを通じて、「オホーツクール」の紹介や市町村のPRを行う動画を制作し、YouTubeチャンネルに公開しています。ぜひご覧ください。

YouTubeチャンネル「つくつくオホーツク」  
<https://youtube.com/channel/UCFQ0BvCXF87rE1bpBQnfUow>

タイトル	内容
① 「オホ☆キャラ隊集合!ガチンコ★カーリング対決!!」	「オホ☆キャラ隊」が3チームに分かれ、わが町のPRをかけたカーリング対決を実施。まる太くんが津別町をPRしています。
公開先URL	<a href="https://youtu.be/IEWd2bNVGiw">https://youtu.be/IEWd2bNVGiw</a>
② 「突撃!アルゴグラフィックス北見カーリングホール!」	カーリングのハウスや看板に「オホーツクール」のロゴが入っている「アルゴグラフィックス北見カーリングホール」の施設概要やオホーツクールの取組を紹介。
公開先URL	<a href="https://youtu.be/JgjsnzpP3j8">https://youtu.be/JgjsnzpP3j8</a>

## 津別最新情報2本立て! 町議会 & 新ごみ分別

現在インターネットで公開中! 町のHPをご覧ください

変化が続く津別町の最新情報を2本立てでご紹介! 2月に議員選挙、3月に今期初の本会議が行われた町議会。そもそも町議会ってどんなものなの? わかりやすく解説します!

また4月から変わる新たなごみ分別を実践してみました。あんなものが燃やすゴミに? 私たちの生活に直接関わる大事な情報をお届けします。ぜひご覧ください!



この番組は、津別町の今を映像で定期的に発信(月1回)することで、町民の町づくりへの参加促進、移住・定住の促進、ふるさと納税の拡大を図り、町づくりの記録を残すことで、10年後20年後の町民への財産とします。完成した映像は、町のWebサイトや道東テレビ、YouTube等で公開いたします。また、さんさん館、津別病院、道の駅あいおいに設置された「デジタルサイネージ(映像看板)」でも視聴することができます。※タウンニュースつべつは、ふるさと納税の寄附金により制作しています。

《取材希望企業・飲食店・生産者募集!! 詳しくは役場住民企画課まで》

問い合わせ先 住民企画課 企画係 ☎76-2151 (内線243)

職員がレポーターに挑戦

### 地域おこし協力隊の思い出

感謝!

杉本あずさ  
名古屋出身→東京→千葉→津別(株)びーと勤務(さんさん館カフェ・くりん荘)。

3年前、初めて北海道へ訪れたのがこの津別町。人生で1回くらいは北海道に旅行に行きたいな! と思っていたくらいに、私が、北海道に住んでいることに驚きです(笑)。見学に来て、移住を決め、そこからあつという間の3年でした。

この3年間、津別でのいろいろな新しい動きが見えたり、関わらせて頂いたり、多くの方に助けて頂きました。皆様本当にありがとうございました。

3月末で任期満了、4月からは協力隊として所属していた「株式会社びーと」の職員として引き続き津別で頑張ります。障害福祉事業を行うびーとは、共和でグループホームを運営しています。

津別町は長年にわたり千葉の船橋市と交流があり、私も船橋で働いていた町です。これからのいろんな繋がりを大切に、過ごしていきたいと思えます。親子ともども、よろしくお願ひ致します!

## 年金ミニ知識

問い合わせ先 戸籍年金係  
☎76-2151 内線 222、223

### ▼厚生年金保険を喪失した方へ

厚生年金保険に加入している被保険者(60歳未満)が会社等を退職した時には、国民年金に加入する手続きが必要です。

また、被保険者の扶養配偶者(60歳未満)も手続きが必要になります。

手続きに必要な書類は次のとおりです。

- ①退職年月日がわかるもの(離職票等)
- ②マイナンバーカード・年金手帳

国民年金保険料の免除申請を希望される方は、離職票または雇用保険受給資格者証等が必要になります。

届出先：役場戸籍年金係

### ▼付加保険料制度について

国民年金の保険料に加えて付加保険料(月々400円)を納めることにより、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされる制度です。

付加保険料を納めるためには、申込みが必要です。申込みをした月分から付加保険料を納めることになります。

届出先：役場戸籍年金係または

北見年金事務所  
(北見市高砂町2-21)  
☎0157-25-9635

## 間もなく役場新庁舎が完成します

令和元年11月より建設工事が始まった役場庁舎、健康福祉センターの複合庁舎が間もなく完成いたします。3月時点の庁舎内の様子をご紹介します。新庁舎は、5月6日に開庁します。詳細は来月号以降に掲載予定です。



◀2階吹き抜けと渡り廊下



▶議事室



◀1階執務室

## 《陸・海・空自衛隊 令和3年度募集のご案内》

募集種目	応募資格	受付期間	試験期日(一次)
幹部候補生(一次試験)	一般 22歳以上26歳未満 ※20歳以上22歳未満は大卒(見込含)、修士課程修了者等(見込含)は28歳未満	～4月28日(水)	令和3年5月8日(土) 筆記試験 9日(日) 飛行要員 (帯広・美幌・釧路)
	歯科薬剤師 専門の大卒(見込含)20歳以上30歳未満 ※薬剤は20歳以上28歳未満		令和3年5月8日(土) 帯広
一般曹候補生(一次試験)	18歳以上33歳未満	～5月11日(火)	令和3年5月22日(土) (帯広・釧路・美幌)
自衛官候補生(男女)	18歳以上33歳未満	～6月2日(水)	令和3年6月5日(土) 美幌 令和3年6月6日(日) 帯広

詳細 自衛隊帯広地方協力本部北見地域事務所 ☎0157-23-6826

募集コールセンター(受付時間:12時～20時) フリーダイヤル☎0120-063-792

## ヒグマの注意特別期間 《4月1日～5月31日》

雪解けとともに山菜取りや魚釣りのシーズンが始まりますが、ヒグマも冬眠から目覚め、食べ物を求め活発に行動する時期と重なります。

ヒグマに出遭わないため、次のことにご注意ください。

- 鈴などを携帯し、音を出しながら歩きましょう。
- 薄暗いときには行動しないようにしましょう。
- クマのふんや足跡を見つけたら引き返しましょう。
- 食べものやごみは必ず持ち帰りましょう。
- 21世紀の森及びキャンプ場において、クマ対策の電気柵を4月上旬より通電いたします。散策等の際には十分にご注意ください。

問い合わせ先

産業振興課 林政係  
☎76-2151(内線259)

## 令和3年春の火災予防運動

《4月20日から4月30日までの11日間》

春先は空気が乾燥し、火災が発生しやすい季節です。小さな火が大きな火災につながりますので、火の取り扱いには十分注意しましょう。

統一標語『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

- 1.サイレン吹鳴 4月20日～4月26日 午後7時
- 2.消防車による町内広報 4月20日～4月30日
- 3.防火パレード 4月24日(土) 午後1時～
- 4.防火教室 期間中に随時実施します

【住宅用火災警報器(住警器)はつけましたか?】  
【住警器を設置済みの方は10年を目安に交換をおすすめします】

古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、いざという時に正常に作動しないことがあります。

問い合わせ先 津別消防署 ☎76-2189

## 令和3年度 狂犬病予防注射と畜犬登録の実施について

4月19日(月)	4月18日(日)	4月17日(土)	日
13時20分～17時30分	13時00分～16時00分	13時30分～16時00分	時 間
戸別	共済組合前	戸別	会 場
本岐消防前	スポーツ交流館横	旧活汲消防跡地	対象自治会名
沼沢、双葉	旭町1・2・3	東達美、上最上、下最上	
本岐市街	幸町、柏町	高台1・2、上美都	下美都、上里、豊永1
布川、大昭	東町、新町	豊永4	
相生中央	緑町1、達美町	豊永2・3	共和2・3・4
恩根中央、相生2	緑町2	本町、西町、緑町3	
共和1、恩根1	佛願寺下駐車場	佛願寺下駐車場	旧てん馬屋前
東岡、岩富	西町寿の家前	水口電気店前	
高台町、活汲1・3	関谷宅前	青柳自動車横	8時15分～8時35分
旭町1・2・3	スポーツ交流館横	8時40分～9時15分	
幸町、柏町	共済組合前	9時25分～10時00分	8時15分～8時35分
東町、新町	戸別	10時10分～10時25分	
緑町1、達美町	戸別	10時30分～10時50分	8時15分～8時35分
緑町2	戸別	10時55分～11時05分	
本町、西町、緑町3	戸別	11時10分～11時25分	8時15分～8時35分
佛願寺下駐車場	戸別	11時30分～11時50分	
水口電気店前	戸別	12時00分～12時00分	8時15分～8時35分
青柳自動車横	戸別	12時15分～12時00分	
8時40分～9時15分	戸別	13時10分～13時25分	8時15分～8時35分
9時25分～10時00分	戸別	13時30分～13時50分	
10時10分～10時25分	戸別	13時55分～14時10分	8時15分～8時35分
10時30分～10時50分	戸別	14時15分～14時30分	
10時55分～11時05分	戸別	14時35分～14時50分	8時15分～8時35分
11時10分～11時25分	戸別	14時55分～15時10分	
11時30分～11時50分	戸別	15時15分～15時30分	8時15分～8時35分
13時00分～16時00分	戸別	15時35分～15時50分	
13時30分～16時00分	戸別	15時55分～16時10分	8時15分～8時35分
13時55分～14時10分	戸別	16時15分～16時30分	
14時15分～14時30分	戸別	16時35分～16時50分	8時15分～8時35分
14時35分～14時50分	戸別	16時55分～17時10分	
14時55分～15時10分	戸別	17時15分～17時30分	8時15分～8時35分
15時15分～15時30分	戸別	17時35分～17時50分	
15時35分～15時50分	戸別	17時55分～18時10分	8時15分～8時35分
15時55分～16時10分	戸別	18時15分～18時30分	
16時15分～16時30分	戸別	18時35分～18時50分	8時15分～8時35分
16時35分～16時50分	戸別	18時55分～19時10分	
16時55分～17時10分	戸別	19時15分～19時30分	8時15分～8時35分
17時15分～17時30分	戸別	19時35分～19時50分	
17時35分～17時50分	戸別	19時55分～20時10分	8時15分～8時35分
17時55分～18時10分	戸別	20時15分～20時30分	
18時15分～18時30分	戸別	20時35分～20時50分	8時15分～8時35分
18時35分～18時50分	戸別	20時55分～21時10分	
18時55分～19時10分	戸別	21時15分～21時30分	8時15分～8時35分
19時15分～19時30分	戸別	21時35分～21時50分	
19時35分～19時50分	戸別	21時55分～22時10分	8時15分～8時35分
19時55分～20時10分	戸別	22時15分～22時30分	
20時15分～20時30分	戸別	22時35分～22時50分	8時15分～8時35分
20時35分～20時50分	戸別	22時55分～23時10分	
20時55分～21時10分	戸別	23時15分～23時30分	8時15分～8時35分
21時15分～21時30分	戸別	23時35分～23時50分	
21時35分～21時50分	戸別	23時55分～24時10分	8時15分～8時35分
21時55分～22時10分	戸別	24時15分～24時30分	
22時15分～22時30分	戸別	24時35分～24時50分	8時15分～8時35分
22時35分～22時50分	戸別	24時55分～25時10分	
22時55分～23時10分	戸別	25時15分～25時30分	8時15分～8時35分
23時15分～23時30分	戸別	25時35分～25時50分	
23時35分～23時50分	戸別	25時55分～26時10分	8時15分～8時35分
23時55分～24時10分	戸別	26時15分～26時30分	
24時15分～24時30分	戸別	26時35分～26時50分	8時15分～8時35分
24時35分～24時50分	戸別	26時55分～27時10分	
24時55分～25時10分	戸別	27時15分～27時30分	8時15分～8時35分
25時15分～25時30分	戸別	27時35分～27時50分	
25時35分～25時50分	戸別	27時55分～28時10分	8時15分～8時35分
25時55分～26時10分	戸別	28時15分～28時30分	
26時15分～26時30分	戸別	28時35分～28時50分	8時15分～8時35分
26時35分～26時50分	戸別	28時55分～29時10分	
26時55分～27時10分	戸別	29時15分～29時30分	8時15分～8時35分
27時15分～27時30分	戸別	29時35分～29時50分	
27時35分～27時50分	戸別	29時55分～30時10分	8時15分～8時35分
27時55分～28時10分	戸別	30時15分～30時30分	
28時15分～28時30分	戸別	30時35分～30時50分	8時15分～8時35分
28時35分～28時50分	戸別	30時55分～31時10分	
28時55分～29時10分	戸別	31時15分～31時30分	8時15分～8時35分
29時15分～29時30分	戸別	31時35分～31時50分	
29時35分～29時50分	戸別	31時55分～32時10分	8時15分～8時35分
29時55分～30時10分	戸別	32時15分～32時30分	
30時15分～30時30分	戸別	32時35分～32時50分	8時15分～8時35分
30時35分～30時50分	戸別	32時55分～33時10分	
30時55分～31時10分	戸別	33時15分～33時30分	8時15分～8時35分
31時15分～31時30分	戸別	33時35分～33時50分	
31時35分～31時50分	戸別	33時55分～34時10分	8時15分～8時35分
31時55分～32時10分	戸別	34時15分～34時30分	
32時15分～32時30分	戸別	34時35分～34時50分	8時15分～8時35分
32時35分～32時50分	戸別	34時55分～35時10分	
32時55分～33時10分	戸別	35時15分～35時30分	8時15分～8時35分
33時15分～33時30分	戸別	35時35分～35時50分	
33時35分～33時50分	戸別	35時55分～36時10分	8時15分～8時35分
33時55分～34時10分	戸別	36時15分～36時30分	
34時15分～34時30分	戸別	36時35分～36時50分	8時15分～8時35分
34時35分～34時50分	戸別	36時55分～37時10分	
34時55分～35時10分	戸別	37時15分～37時30分	8時15分～8時35分
35時15分～35時30分	戸別	37時35分～37時50分	
35時35分～35時50分	戸別	37時55分～38時10分	8時15分～8時35分
35時55分～36時10分	戸別	38時15分～38時30分	
36時15分～36時30分	戸別	38時35分～38時50分	8時15分～8時35分
36時35分～36時50分	戸別	38時55分～39時10分	
36時55分～37時10分	戸別	39時15分～39時30分	8時15分～8時35分
37時15分～37時30分	戸別	39時35分～39時50分	
37時35分～37時50分	戸別	39時55分～40時10分	8時15分～8時35分
37時55分～38時10分	戸別	40時15分～40時30分	
38時15分～38時30分	戸別	40時35分～40時50分	8時15分～8時35分
38時35分～38時50分	戸別	40時55分～41時10分	
38時55分～39時10分	戸別	41時15分～41時30分	8時15分～8時35分
39時15分～39時30分	戸別	41時35分～41時50分	
39時35分～39時50分	戸別	41時55分～42時10分	8時15分～8時35分
39時55分～40時10分	戸別	42時15分～42時30分	
40時15分～40時30分	戸別	42時35分～42時50分	8時15分～8時35分
40時35分～40時50分	戸別	42時55分～43時10分	
40時55分～41時10分	戸別	43時15分～43時30分	8時15分～8時35分
41時15分～41時30分	戸別	43時35分～43時50分	
41時35分～41時50分	戸別	43時55分～44時10分	8時15分～8時35分
41時55分～42時10分	戸別	44時15分～44時30分	
42時15分～42時30分	戸別	44時35分～44時50分	8時15分～8時35分
42時35分～42時50分	戸別	44時55分～45時10分	
42時55分～43時10分	戸別	45時15分～45時30分	8時15分～8時35分
43時15分～43時30分	戸別	45時35分～45時50分	
43時35分～43時50分	戸別	45時55分～46時10分	8時15分～8時35分
43時55分～44時10分	戸別	46時15分～46時30分	
44時15分～44時30分	戸別	46時35分～46時50分	8時15分～8時35分
44時35分～44時50分	戸別	46時55分～47時10分	
44時55分～45時10分	戸別	47時15分～47時30分	8時15分～8時35分
45時15分～45時30分	戸別	47時35分～47時50分	
45時35分～45時50分	戸別	47時55分～48時10分	8時15分～8時35分
45時55分～46時10分	戸別	48時15分～48時30分	
46時15分～46時30分	戸別	48時35分～48時50分	8時15分～8時35分
46時35分～46時50分	戸別	48時55分～49時10分	
46時55分～47時10分	戸別	49時15分～49時30分	8時15分～8時35分
47時15分～47時30分	戸別	49時35分～49時50分	
47時35分～47時50分	戸別	49時55分～50時10分	8時15分～8時35分
47時55分～48時10分	戸別	50時15分～50時30分	
48時15分～48時30分	戸別	50時35分～50時50分	8時15分～8時35分
48時35分～48時50分	戸別	50時55分～51時10分	
48時55分～49時10分	戸別	51時15分～51時30分	8時15分～8時35分
49時15分～49時30分	戸別	51時35分～51時50分	
49時35分～49時50分	戸別	51時55分～52時10分	8時15分～8時35分
49時55分～50時10分	戸別	52時15分～52時30分	
50時15分～50時30分	戸別	52時35分～52時50分	8時15分～8時35分
50時35分～50時50分	戸別	52時55分～53時10分	
50時55分～51時10分	戸別	53時15分～53時30分	8時15分～8時35分
51時15分～51時30分	戸別	53時35分～53時50分	
51時35分～51時50分	戸別	53時55分～54時10分	8時15分～8時35分
51時55分～52時10分	戸別	54時15分～54時30分	
52時15分～52時30分	戸別	54時35分～54時50分	8時15分～8時35分
52時35分～52時50分	戸別	54時55分～55時10分	
52時55分～53時10分	戸別	55時15分～55時30分	8時15分～8時35分
53時15分～53時30分	戸別	55時35分～55時50分	
53時35分～53時50分	戸別	55時55分～56時10分	8時15分～8時35分
53時55分～54時10分	戸別	56時15分～56時30分	
54時15分～54時30分	戸別	56時35分～5	